

# マイナンバーの取扱いに関して

## <マイナンバー制度とは？>

マイナンバー制度は、住民票に登録されたすべての人に 12 桁のマイナンバーを付与し、社会保障・税・災害対策の分野で個人の情報を正確かつ効率的に連携させるための制度です。

## ■ マイナンバー制度導入の目的

### 1. 行政の効率化

行政機関や地方公共団体等で、様々な情報の照合、転記、入力に要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複等の無駄が削減されます。

### 2. 公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細やかな支援を行うことができます。

### 3. 国民の利便性の向上

添付書類の削減等、行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減されます。行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできます。

## ■ 健康保険組合は「個人番号利用事務実施者」としてマイナンバーを取扱います。

「個人番号利用事務実施者」とは、マイナンバーを使って、番号法（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」）や条例で定める行政事務を処理する国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人等のことです。

健康保険組合は「個人番号利用事務実施者」として、その事務の範囲内でマイナンバーを使用いたします。

## ■ マイナンバー、特定個人情報の取扱いについて

マイナンバーやマイナンバーを含む個人情報（「特定個人情報」という）は法律で定められた範囲外での利用が禁止されています。

■ マイナンバーには利用、提供、収集の制限があります。

① **マイナンバーの利用範囲**

法律に規定された社会保障、税および災害対策に関する事務に限定されています。

② **マイナンバーの提供の要求**

社会保障および税に関する手続き書類の作成事務を行う必要がある場合に限って、本人等に対してマイナンバーの提供を求めることができます。

③ **マイナンバーの提供の求めの制限／特定個人情報の提供や収集の制限**

法律で限定的に明記された場合を除き、提供の求め、提供、収集はしてはなりません。

■ マイナンバーを取扱うことができる届出・申請書類

適用関係	<p><b>マイナンバーが必須</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被保険者資格取得届・・・入社後、事業主より届出</li> <li>● 被扶養者（異動）届・・・本人が記入し、事業主より届出</li> </ul>
	<p>※任意選択できる適用関係の書類</p> <p><u>保険証の記号・番号、 又はマイナンバー</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被保険者証再交付届</li> <li>● 限度額適用認定証交付申請書</li> <li>● 限度額適用・標準負担額減額認定申請書</li> <li>● 食事療養標準負担額減額申請書</li> <li>● 生活療養標準負担額減額申請書</li> <li>● 任意継続被保険者資格取得申出書・・・健保へ直接提出</li> <li>● 任意継続被保険者資格喪失申出書・・・健保へ直接提出</li> <li>● 任意継続前納保険料還付請求書・・・健保へ直接提出</li> <li>● 二以上事業所勤務届</li> <li>● 給付制限事由該当届</li> </ul>
給付関係	<p>※任意選択できる給付関係の書類</p> <p><u>保険証の記号・番号、 又はマイナンバー</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 傷病手当金支給申請書</li> <li>● 出産手当金支給申請書</li> <li>● 出産育児一時金支給申請書</li> <li>● 療養費支給申請書</li> <li>● 高額療養費支給申請書</li> <li>● 高額介護合算療養費支給申請書</li> <li>● 埋葬料（費）申請書</li> <li>● 移送費支給申請書</li> <li>● 特定疾病療養受領証交付申請書</li> </ul>

## <任意選択できる適用・給付関係の書類>

提出者本人の選択によって、「保険証の記号・番号」と「マイナンバー」のいずれかを任意で選択できます。「マイナンバー」で申請される場合は、「マイナンバー記載用紙」と返信用の専用封筒を改めて発送いたしますので、下記までご連絡ください。(送り先は、専用封筒に記載)

**<返信の際は、必ず返信用の専用封筒を使い、簡易書留で所属の事業会社へ送付>**

<連絡先> サザビーリーグ健康保険組合 給付・適用担当 (TEL: 03-5412-1827)

## ■任意継続被保険者のマイナンバーについて

資格取得・資格喪失申出書、保険料還付請求書は、提出者本人の選択によって、「保険証の記号・番号」と「マイナンバー」のいずれかを任意で選択できます。

「マイナンバー」で申請される場合は、「マイナンバー記載用紙」と返信用の専用封筒を改めて発送いたしますので、下記までご連絡ください。(送り先は、専用封筒に記載)

**<返信の際は、必ず返信用の専用封筒を使い、簡易書留で当健康保険組合へ送付>**

<連絡先> サザビーリーグ健康保険組合 適用担当 (TEL: 03-5412-1827)

## ■マイナンバーが記入された届出書等の本人確認措置(平成29年1月以降)

事業主は、マイナンバーを取得する際に、正確性や安全性を担保するため、被保険者の「本人確認」を行い、健康保険組合にマイナンバーを記入した届出書(被保険者資格取得届等)を提出いたします。

## ■マイナンバーを取り扱うための安全管理措置

当健康保険組合では、マイナンバーの漏えい防止等、適切かつ必要な安全管理措置を講じるため、「個人情報保護管理規程」等、特定個人情報(マイナンバーを含む個人情報)の取扱い等について定めています。

また、情報システム(組合において使用するすべてのサーバー・パソコン等)のセキュリティ対策、事務所・サーバー室内の入退室管理等の安全管理措置を講じ、事業主並びに被保険者・被扶養者の皆様の個人情報及び特定個人情報の安全管理と適正な取扱いに努めることとしています。

## ■関連リンク

### ■マイナンバー制度(社会保障分野):厚生労働省

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062603.html>

### ■マイナンバー社会保障・税番号制度:内閣官房

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

### ■特定個人情報の取扱いなどについて:個人情報保護委員会

<http://www.ppc.go.jp/index.html>